

平成30年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月10日(一般質問)

平成30年 第3回 定例会 会議録

日時 平成30年9月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様に配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は5名ございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してお願い申し上げます。

本会議での議論は活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番 荒牧 泰範 議員。

通告数は2問です。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番 荒牧でございます。

2問質問をさせていただきます。

これまでの質問の経過説明を求めるということで、1問目は町長にこれまでの質問の中から、今回はインフラ整備関係答弁の現況報告を求めます。

まず、平成27年6月の篠栗駅橋上化の問いに、自由通路の協議を重ねる中で橋上化についてJRに再度問い合わせてみるとあるがその後の進捗状況と、同年9月の駅周辺再開について差し障りがない範囲でのビジョン（青写真）を提示する。

次に、平成28年6月の耐震強度不足による庁舎建替えて、組織委員会を立ち上げ可能な限り早期に基本構想検討委員会で協議し進める。

次、同年12月の狭隘な道路の無電柱化について、上町・水車橋線及び新町・若杉線の実験的な無電柱化を考えていく。

最後に、去年12月の県道607号線の渋滞緩和策について、問題は門松交差点

ではなく下町・尾仲間の交差点に右折帯がないことと、新町の押しボタン式信号が隣接信号と連動してないことと思われるが改善できないか。

以上の答弁の経過報告を求めます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

荒牧議員からの「今期の質問の経過説明を求める」の1項目目として、私に対して4項目のご質問をいただきました。

「篠栗駅の橋上化の問題」それから、「庁舎の建替えの問題」「狭隘な道路の無電柱化の問題」それから、「県道607号線渋滞緩和策」以上の4項目でございました。

これにつきまして、現在のところの状況を順次、お答えしてまいります。

始めに、「篠栗駅橋上化について」の質問についてお答えいたします。

駅の橋上化や北側改札口の増設などについては、JR篠栗駅北側からのアクセス改善のための重要施策として検討し、JR九州と協議を重ねましたが、JR九州側の費用負担の課題等から、慎重な態度をとられました。

実現に向けて難しい状況と判断し、駅と切り離して町が篠栗駅の東側に自由通路を設けて、アクセスを改善することはどうかと協議した結果、JR九州側の上承を得たことで、自由通路建設に向けて動き出したというかつての経緯がございます。

その後、平成29年3月15日にJR九州と工事に関する基本協定を締結いたしまして、平成30年12月に竣工予定でございます。

平成31年1月には、自由通路本体を供用開始し、平成31年度秋頃には、既存の跨線橋撤去と北側の交通広場を含めた周辺整備を完了させる予定でございます。

ご質問の篠栗駅の橋上化等のJR九州の協議の進捗状況につきましては、当該事業の完成後、利用者の動向を見ながら、JR九州と交渉を再開して、当該計画が現実味を帯びた場合は、改めて検討してまいりたいと考えております。

当然のことながら、駅東側自由通路の跨線橋につきましては、その際には直結できるようなイメージで考えているもので、跨線橋が無駄になるというものでは決してございません。

次に、「駅周辺開発についてのビジョン」につきましては、これもまた自由通路建設事業が完成して、篠栗駅の南北の結節機能の改善度合いを見ながら、また駅の橋上化や北側改札口の増設等の施策が現実味を帯びた際に、駅周辺再開事業の機

運が高まれば、ビジョンの策定に着手し、合意形成に努めてまいりたいと考えます。

続きまして、庁舎建替えに関するご質問にお答えいたします。

庁舎建替えについてですが、平成28年12月から係長で構成される検討委員会において、新庁舎建設に係る検討を行い、「現在の位置での建替え」「既存施設の利用」「新たな土地への移転」という3つのテーマで、移転場所、建設方法、懸念事項等を検討してまいったところでございます。

平成30年度に篠栗町行財政改革の一環といたしまして、篠栗町行財政改革推進プロジェクトチームを立ち上げまして、役場庁舎の今後の方向性を含めた諸施設・諸資産の見直しを検討しているところでございます。

特に、庁舎建替えに関しましては、町民の皆様の安全・安心の確保と利便性向上を図る必要があるため、慎重な協議を行っているところでございます。

今後、外部諮問機関において審議していただき、パブリックコメントにおいて住民意見を反映した上で、3月議会において、篠栗町行財政改革大綱の一環として、報告を予定しているところでございます。

続きまして、「狭隘な道路の無電柱化について」のご質問にお答えします。

現段階において、地中埋設化は膨大な費用と負担が伴うことや、既に埋設された上下水道などの施設が存在する中で、スペースを確保し埋設することとなるため工事としても大変困難となるわけでございます。

また、無電柱化に及ばないものの、電柱間の距離の延長につきましても、張力に耐えうる材料等の面で同じく実施に至ってないところでございます。

従いまして、現時点では狭隘区間の道路幅員を確保できるよう、沿線地において電柱移設場所を確保し、少しでも改善を図るべく協議を行っているところでございます。とは申しましても「道路無電柱化」、全国的に今後進めなければいけないという国の大きな事業の一つでございまして、そういう動きをちゃんと見ながらですね、地中深く埋めるのではなくて、浅いところでも埋めていくというような協議も今なされているところでございますから、国の動向をしっかりと検討して見ながら、そして補助ができるような施策になったときには、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、「渋滞緩和策について」県道607号線の信号機の管理は、交通管理者である粕屋警察署が行っております。

現在の制御方法は、一般信号は、篠栗駅前から交番先までの区間では他の交差点と連動して、押しボタン信号は単独で制御しているとのことでございます。

駅周辺の公共施設や店舗などへの南北への往来があるこの区間では、現時点で70秒のサイクルタイムで調整を行っており、歩行者優先の観点から、連動制御でサイクルタイムを長くすると信号無視の横断が発生するなど事故を誘発する恐れがあるとのことでございます。

また、本路線は福岡県土整備事務所の所管施設でございますが、現状の道路幅員では、右折レーンのスペースの確保が難しい状況ですが、円滑な交通のために改善の余地がないか、現状観察の上、更に協議を進めてまいりたいと考えております。

この件につきましても、門松交差点のバイパス化があと2年、県が申し上げるには2年ということがございますから、2年ほどで完成した暁には607号線の青の信号時間が長くなる、そうなりますと、渋滞緩和が根本的に解決されていく中で、この車の流れもまた違う方向性に行くのではないかと考えております。

もうしばらく様子を見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 一つ一つお尋ねいたします。

まず青写真についてですが、町というのはやっぱり住民の皆さんに夢を持ってもらうというのも一つの仕事じゃなかろうかと思いますが、駅がある程度見えてきてからというのよりもできるかできないかは別として、あくまでも青写真ですんで、先にこういうまとまりがある駅周辺にしたいなっていう絵を出すというのも一つの手と思うんですが、そのあたり町長、どんなふうにお考えかお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまのお話でございますが、どうも私がなかなかこれは多分できそうな流れになるなっていうところまで青写真を出せない性格でございますが、そういう意味で、なかなか皆様方には夢のある話はできないでおりますが、JR九州もこの前ちょっとお話をお伺いしましたところ、ちょっと話はずれますが、香椎の参道のところの立体化というのが、西鉄の方はできましたけれどもJRの方はできてないんですが、200億かかるんだっていう様なことございまして、あちこち優先度が高いところをいろいろ言われまして、「そのうちよろしく願います」ということにとどまったわけでございますが、これは目があるなっていうときには、できるだけ早目に青写真を、まずこちらもこういう絵を描いておりますこ

とをちゃんと説明しておかないと、そしてまた住民もこれだけ願っておりますというところをお示ししないと、JR九州さん側も動いてくれないでしょうから、その旨努力してまいりたいと思います。

まずは、新しい跨線橋が稼働し始めて、そしてまた北地区産業団地を含め、北側の動きが変わっていく中で、私どもも橋上駅についての構想をしっかりと具体的に進めていきたいと思っています。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） すみません、町長が石橋叩いて渡るタイプの方だったのを失念しておりました。よろしくお願いします。

次に、狭隘な道路ですが、私、都市整備課長から教えていただくまで存じ上げませんで、埋設化しても上にボックスが出てくるらしくて、今の上町・水車橋線ですと埋設してもボックスが結局、電柱と同じ格好で狭隘さがあんまり変わらないということなんで、この件については、上町・水車橋線は水路の上にそれを持ち出すのは可能かも含めて、低層な部分でということですので推し進めていただきたいなと思うのに加えて、新町・若杉線は申しわけないんですが、あまりに中学校から三田病院前を通して若杉線にぶつかる三差路、あそこが非常に視界も悪うございますし、狭隘な部分でございますので、あの辺り聞くとところによると町有地もあるらしいので、そちらの方に電柱移設、若しくはその上の部分については、斜面に移す様なことが可能であるかどうか、そういうところ、一気には無理でも一個一個片づけて行っていただきたいなと思うんですが、そのあたりは町長いかがでしょう。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 無電柱化そのものの動きっていうのは、やっぱり美観というのが、まず1番最初に国の方はきているところでございます。それプラス、狭隘な道路の実行面積を増やしていくっていうようなこともあろうかと思いますが、今から全国的な課題の中でいろいろこれは明らかにされていく話でございます。

そしてまた、2020年のオリンピックに向けて、国全体で動いていこうというような話でもございますので、これについても今お話のようなことをしっかり頭に入れて、また機会があれば皆様方と協議し、そしてまた私どもも国土交通省をはじめ国の機関にご協議をお願いするような場も持ちたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ございません、舌足らずで。

無電柱化、慎重に進めていただくとして、狭隘な道路の解消ということで、新

町・若杉線の新町部分、出てきたところの三差路部分とその上を何とか先に手を付けていただきたいと思います、そのことについてはいかがでございますか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 町内各方面にいろいろなこれを改善した方が良いという場所が幾つもあるわけございまして、その辺のところは担当課と協議いたしまして、住民の声、それからその緊急度等を図りながら進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） よろしく願いいたします。

最後に、信号についてですが、70秒サイクルということですが、例えば今、駅前の3つの信号が青になっていて、青の時間の残存期間が半分以上残っていたら、もう向こうの手押し機2つはそのまま青になるとかいう制御ができるのか、もしできるんだったらそれをやっていただくと、非常に渋滞の緩和になると思うんですが、そのあたりを研究していただきたいなと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） この信号の一つは私も毎朝利用しているところございまして、朝の期間はですね、これはちょっとこういう答弁をしながら、確定したところを私が確認しなかったことは申し訳ないんですけども、朝の時間はどうも駅前の信号としっかり連動しているようございまして、その時間帯については、福岡の方に行く車の流れを優先しているように思います。

そして、通常時間帯になりますと押せばすぐ青が変わる、歩行者信号が変わるといような状況ございまして、まずこの辺のところも、粕屋警察署が一生懸命配慮しながら考えた上で今対応してるということだと思いますので、もう少しその辺の連動がなされている時間帯、単独で動く時間帯等の細かいことの報告を粕屋署から受けたところで、またご報告したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） 続き、2問目をどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 次に、今年3月に質問した義務教育期間の副教材費などの保護者負担金の年額約75万円程の無償化についてですが、日本国憲法第26条2項に「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあり、文言どおりに無償とするためには、副教材費等もこれに当たると私は思います。

今後の課題との答弁でしたがその経過報告を、また、就職時に企業が志望者の英語力を測るのにTOEICを重視する傾向にあります、英語を聞く・読むの能力

は幼少期に育てなくては効果が現れにくいと言われておりますが英語力向上の具体策などが検討されているのか、教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西 邦彰） おはようございます。

それでは、荒牧議員の「今期の質問の経過説明を求める②」におきまして、教育関係について幾つかのご質問をいただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まずは、3月定例会におきまして、就学援助費5万円の増額を認めていただき、小中9年間の受給総額が約77万円となりましたことにお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ご質問の「義務教育期間の副教材費の保護者負担」の検討経過につきましてお答えいたします。

まず、小中9年間の教材費、給食費、制服代等は、学校区による違いが多少ございますが、約74万円から76万円となっております。

副教材費の9年間の平均は1人当たり4,900円の負担となり、小中児童生徒約3,000名の保護者負担を軽減するには、毎年1,473万円が必要となります。

教育委員会といたしましては、限られた予算の有効活用を検討してまいりましたが、6月の大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故に基づく施設設備の改修や今後の酷暑に対応するための教室クーラーの設置等、児童生徒の生命身体の安全確保を最優先に進める必要があること。

また、平成32年度から開始されます新学習指導要領では、情報処理能力や論理的思考力を育成するためのプログラミング教育が必修化され、コンピュータや情報通信ネットワークなどの必要な環境を整え、学習活動の充実を図ることとされており、そのため、平成31年度末までには、町内小中学校において、教育タブレット端末や電子黒板の準備、それをどの教室でも活用できるためのWi-Fiいわゆる無線LAN機器の設置をしなければならないこと。

等々を鑑みまして、教育施設における学習環境の維持向上を教育委員会の方針とすることといたしております。

次に、子ども達の英語力向上の機会を設けることにつきましての経過についてお答えいたします。

3月議会におきまして、議員のご指摘がありましたように、21世紀を生きる子

ども達にとって、自分の考えや意見を英語で伝え理解するというコミュニケーション能力を身につけることは、益々重要になってくることと思います。

そこで、「放課後子ども教室推進事業」における英語力の向上につきまして検討いたしました。同事業の趣旨・対象が「全ての子どもを対象とし、安心安全な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進すること」とあり、英語学習に特化できないことや指導員の確保の点から断念しております。

次に、中央公民館における社会教育課の主催事業として検討いたしました。が、「主催講座が成人を対象としていること、指導者の確保や受講料の負担」等から見送っております。

唯一可能なのは、図書館主催事業として実施しております「英語絵本のお話し会」について、購入図書の実数を増やすなどの支援が可能と考えております。

次に、これまでの学校教育課の取り組みについてご報告いたします。

国の教育の規準となる新学習指導要領が平成29年に告示され、平成32年度より全面実施されます。改定の趣旨は「子ども達が大人となる2030年代の、変化の激しい社会を生き抜く資質能力の基礎を育てる」ことです。その資質能力の一つとして、英語によるコミュニケーション能力の向上が掲げられております。

新学習指導要領では、小学校3・4年生で新たに年間35時間の外国語活動が必修化され、小学校5・6年生では、外国語科学習として年間70時間実施することとなりました。

これに従い、30年度と31年度は移行期間となり、3・4年生では年間15時間、5・6年生では50時間の実施が義務づけられております。

教育委員会では、27年度より英語教育の充実に取り組み、萩尾分校での全学年英語活動の実施や小学校英語検定の受験等を進めてきております。特に篠栗小学校におきましては、篠栗町における英語教育の拠点校としての機能をもたせるために、平成28年に地教連の研究指定委嘱を受け、学習指導方法と英語教育カリキュラムの開発に取り組んでまいりました。

平成29年度からは、篠栗小が開発した指導方法とカリキュラムの普及、英語教育の指導力向上のために、町内3小学校の教員を対象とした研修会を実施し、町内のどの小学校でも同じレベルの英語教育が受けられるように準備してきたところでございます。

また、篠栗町教育大綱の幼小中一貫教育の推進の観点からは、外国人や外国語に

慣れ親しみ、小学校の英語教育に円滑につなげるというねらいで、町雇用のALTを幼稚園に派遣し園児との交流活動を実施するとともに、小学校と中学校の英語教育をつなげるという観点からは、中学校英語科教員と小学校教員との合同研修会を実施しております。

そして平成30年度は、他市町に先駆け町内3小学校におきまして、学習指導要領の特例措置に基づき、3、4年生は年間35時間、5、6年生は年間70時間の英語教育を2年前倒しして実施しております。

また、本年度は新たに1名のJTEを増員し、町内3小学校の児童一人一人のコミュニケーション能力を育てるように取り組んでいるところでございます。

以上のように、教育委員会といたしましては、本務である義務教育と篠栗町教育大綱の充実を図ることを通して、児童一人一人のコミュニケーション能力の育成を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問。

○議員（荒牧 泰範） 微に入り細に入りありがとうございます。

2点だけ確認させてください。

まず1点目は、三浦町長が今一生懸命に町の魅力アップするために、人口流入のために、北地区産業団地だ、やれ駅東の通路だ、一生懸命やってらっしゃるんで、その一環として、人口を増やすためにやはり産みたい町・育てたい町でないといけない。そのためには、先ほど申された1,800万ほどの予算を投じてでも、ここに来れば育てやすいんだという印象を与えるというのは、非常に僕は大事なことと思いますが、ただ教育長がおっしゃった国からの指針で、これから、先ほどの話ですと2、3年間ですか、莫大な費用を要するということですが、その後、無償化することが可能かどうかというのを、まず1点お尋ねしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、お答えいたします。

3月のご質問の折にもご答弁させていただきましたように、優先順位を考えて検討させていただくということで、進めてまいってきたところでございます。

現在、この6月以降の様々な諸情勢に鑑みまして、限られたその教育予算を有効に活用するためには、優先順位をつけて、特に子ども達の生命・身体の安全を最優先に進めるということで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） もう1点、学校教育課所管部分については、もう最大限の努力を払っていただいとるのはわかるんですが、私がお尋ねしている幼年期の英語力をつけるための施策っていうのは必要と思われませんか、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 幼年期の英語教育につきましては、様々な考え方があるといふふう存じております。

一つはやはり、子ども達の考える中心となります母語、日本語で考えてそれを英語で対応できるかっていうときに、あまり幼少期から行くと、どの言語で思考するかっていうことでの課題も伺っておりますので、まず、今進めておりますのは、幼稚園教育要領、そして、文部科学省の小学校学習指導要領に基づきまして、まずは、外国語になれ親しむというところでの範囲で対応させていただいております。

以上でございます。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次の質問順位に参ります。

質問順位2番 田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号2番 田辺 弘之でございます。

今回は、「鳥獣被害対策にジビエ活用を」ということで質問いたします。

今、地方ではイノシシやシカなどが増えすぎ、悩みの種となっております。

イノシシもシカも繁殖力がきわめて強い動物です。環境省が推定した平成27年の生息数を見ても、イノシシは全国で94万頭と20年前の2.3倍、ニホンジカは304万頭とおよそ5倍に増え続けています。

こうした野生生物が農作物を荒らし、被害額は年間200億円近くにも上がっており、その6割以上がシカやイノシシによるものです。

特に近年、シカは住民の住む居住区にも頻繁に現れていることなどがニュースでも多く報道されております。

福岡県の第5期第2種特定鳥獣管理計画において、県が調査したシカの生息地は、糟屋地区においては篠栗町、久山町に多く分布し、両町に隣接する宮若市では半分の面積に当たる南部地域に広く生息しております。

篠栗町の山間部はいうに及ばず、現在、北地区産業団地が開発されている九大演習林や池の端地区でもシカは多く見られ、たまに県道547号猪野篠栗線にシカが飛び出てきます。

現在、工事車両が出入りしているあたりで軽自動車とぶつかり、車は全損、運転されている方が軽傷を負ったこともありました。

せっかく作った農作物が野生鳥獣に食い荒らされてしまえば、農家としてはやる気を失います。そこで国は、「捕獲強化対策」として、これまで以上に捕獲数を増やし、シカ、イノシシの数を10年間で半分にすることといたしました。

増え続けるシカやイノシシの肉など、野生鳥獣肉を活用するジビエ、このジビエとは狩猟で得たシカやイノシシなどの天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきました。

このシカやイノシシの肉を有効利用するジビエには、今年から特に力入れており、5月に農林水産省が適切な衛生管理や流通規格に従ってジビエを扱える食肉処理施設に「国産ジビエ認証」を与える制度を作りました。

農作物を食い荒らすため捕獲されるシカとイノシシは多いが、その9割以上が廃棄されており、食肉利用を進めて農家の稼ぎを増やすことを狙っており、今後は専門家の委員会が民間の審査期間を定め、最初に申請した食肉処理施設が認証され始めております。

その「捕獲・駆除」に関して、国は野生動物被害の対策の柱としております。猟友会など、狩猟免許を持つハンター達に捕獲してもらい、奨励金を出す制度を導入し、平成27年度、国が投じた額は年間39億。3年でおよそ2倍に増やしております。

これを解消するために、糸島では産学官連携事業としてイノシシなどの獣肉の一次処理・精肉及び加工・販売を行っているところもあります。

福岡県のホームページでは、加工処理施設は10か所、また、ふくおかジビエ取扱店一覧を掲載しております。

林野庁の鳥獣被害防止対策推進の平成29年度予算は112億ほどあり、そのほとんどが鳥獣被害防止総合対策交付金で110億、これは市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取り組みを総合的に支援しております。具体的には、侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備等とあります。

国のジビエを地方活性の重要な柱と位置づけ、観光など様々な分野で3年間で利用量を2倍に増やすことを目的とし、全国17のモデル地区を選ぶなどして、ジビエの安定供給を目指しており、シカやイノシシなどのジビエ、学校給食などでも利用されるようになりましたが、今後ますます流通量が増えていくだろうとみられております。

野生鳥獣の肉はヨーロッパでは高級食材。厄介者の野生鳥獣が、高級で滋養豊かな食材に変わるなら一石二鳥です。

これらをふまえて、次の質問をいたします。

- ①鳥獣毎の発生数、捕獲数。
- ②その被害状況。
- ③捕獲後の処理。
- ④ジビエ肉の加工方法。
- ⑤隣接市町との連携の可能性。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 次、答弁を求めます。

はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） おはようございます。

それでは、田辺議員のご質問にお答えします。

まず、最初の「鳥獣毎の発生数、捕獲数」についてのお尋ねであります。発生数につきましては調査を実施しておりませんので不明でございます。

捕獲数につきましてお答えいたします。

まず、イノシシの捕獲数は、平成27年度83頭、平成28年度196頭、平成29年度108頭で3年合計387頭です。

次に、シカの捕獲数につきましては、平成27年度11頭、平成28年度26頭、平成29年度57頭で、平成29年度につきましては猟友会の捕獲に加えまして、広域森林組合による捕獲数も含んでおります。3年合計で94頭となっており、シカにつきましては、年々捕獲数も増えている状況でございます。

次に「その被害状況について」ですが、米・野菜を中心とした農作物におきましては、年間約40万円、樹木の剥皮、新芽の食害等年間約100万円となっております。

次に「捕獲後の処理」につきましては、イノシシ、シカともに埋設しております。

次に「ジビエ肉の加工方法」についてですが、処理加工施設の設置や移動式解体処理車等の導入が挙げられます。移動式解体処理車の購入費につきましては、洗浄から解体までの一次処理ができるもので、国庫補助金の2分の1補助があるものの、1台約1,700万円かかるようです。

当町におきましては、ジビエの加工施設はございませんので、加工されたジビエ肉を店舗等へ提供するという事はいたしておりません。

現在、加工施設に関する取り組みにつきましても、近隣の加工処理施設に現状をお聞きしておりますが、篠栗町では常時供給できるほどの捕獲量が確保できていないのが現状で、今後の検討課題だと感じているところでございます。

次に「近隣市町との連携の可能性」につきましては、現在、篠栗町・須恵町・新宮町、久山町、粕屋町で組織いたします粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会が、「粕屋地区鳥獣被害防止計画」を策定いたしまして、協議会を中心としまして箱罾による捕獲を推奨するとともに、被害防止に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終わりましたので、質疑がありましたらどうぞ。田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今答弁で、篠栗・須恵・新宮・久山・粕屋町の糟屋地区5町で鳥獣被害防止計画とありましたが、シカの捕獲数が増加したとはいえ、思ったよりも数が少ないので広範囲にわたってシカの生息が確認されている宮若市との検討は可能なんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 以前、宮若市さんとちょっとお話をお聞きしたところですが、現在、宮若市さんにつきましては、市の猟友会のほうに捕獲を委託されているようで、広域ではなく、市単独で捕獲をされております。

それで、篠栗町におきましては糟屋地区になりまして、宮若市さんにつきましては、直鞍地区というところになりますので、こちら二つの地区につきましては、農林事務所が違っております。

それとまた、大きな山を隔てておりますので、篠栗町と宮若市との連携というのはちょっと困難であるのではないかと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 直鞍地区と言われましたけど、ちょっとちらっと聞いたんですけど。宗像・福津・宮若と連携して、宗像市ではイノシシの肉の加工などを行っているとのことですか、そこに捕獲したシカやイノシシの処理・加工を依頼することは可能なんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） はい、今おっしゃられましたのが、宗像市外2市1町鳥獣加工施設というところでございまして、そうですね、ここにつきましては、以

前お尋ねしましたところ、この3市1町以外の獣肉の搬入は認めておりませんというところでした。

それと、捕獲してからの持ち込みにつきましては、とめ刺しを行いまして血を抜いた後、約1時間で搬入するという決め事になっておるようですので、当町からでは時間がかかり過ぎるのではないかと思いますので、ちょっと不可能ではないかと思えます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 再質問というより要望なんですけども、ただいま聞きました数量的にも加工面でもジビエとしてシカやイノシシの肉を利用することは、とてもハードルが高いと感じられますが、今後もっと増えていくかもしれない、これらの鳥獣被害に対して、国や県も今後さらにいろんな政策が取られると思えますので機会を逃がさず対応することをお願いして、以上質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位3番 横山 久義 議員。

○議員（横山 久義） おはようございます。

議席番号7番 横山でございます。

通告どおり、まずは、町有地の売却に関する質問から始めたいと思えます。

町有地の売却は、町の条例で5,000㎡以上については、議会の議決を必要としますが、5,000㎡未満は執行部が責任を持って、執行することになっております。

ところが、過去に売却された5,000㎡未満の町有地に理解に苦しむものが存在していたと考えますので、今回質問をいたします。

さて、今回質問に取り上げた旧町有地は、篠栗北地区産業団地開発地区と国道201号を挟んで南側に位置し、側道に並行する形で帯状に存在をしております。

そして、旧町有地に接し、その南側に3筆の私有地があり資材置き場等に利用されております。

なぜこのような帯状の町有地が存在していたかと申しますと、今から約30年前に地元広場に広場を設置するため、周辺の山林原野等を町が買収した際、買収の条件等で、おそらく分筆しての買収とはいかず、結果、未利用の余地もある程度残ったようであります。

しかし、その後、国道201号バイパスの計画が持ち上がり、残地の大部分はその際国に売却し、その売却に漏れた部分が帯状に残ったと思われます。

その間に、町有地を町として利用することはないと判断し売却されたのかもしれませんが、国道が供用開始され、かなりの歳月が過ぎているにもかかわらず、今までに売却の動きがなかったのは、それなりの理由があったからだとも思います。

そのことを慎重に検討されたのかどうか。

また、このエリアは、平成29年度に都市計画区域に編入された地域でもあります。都市計画区域に入ると土地の価値が上昇することは容易に想像できます。

それなのに、なぜその2年前の平成27年度に民間に売却しなければならなかったのか。売却に至った経緯を説明願いたいと思います。

更に、売却面積及び売却単価も教えていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） ここで答弁を。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 横山議員の町有地売却についてのご質問についてお答えいたします。

30年前ほどの事項について今ご説明がございました。

その後、この土地は、以前から町有地が民間の土地の有効利用を妨げるような状況にあったものですから、所有者のなかの先代社長からも、前町長に対して、つまり横山議員に対しても払い下げをお頼みされていた経緯もある土地というふうに聞いているところでございます。

そうした中で、今回払い下げに至った経緯につきましては、まずは所管の総務課長から答弁をいたしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） おはようございます。

それでは、横山議員のご質問にお答えをいたします。

議員が言われる当該地につきましては、平成27年9月第3回定例会の26年度決算認定時の財産管理費、境界確定等の委託料の中で説明をいたしておりまして、平成26年度当初から進めていたものでございます。

町有地の未利用地の売却を進めている中、当該地につきましては、国道に面する囲繞地、いわゆる囲い込み地の町有地でございます。囲繞地通行権を付しての一般競争での売却が、問題が生じる恐れがあること。

また、町有地と民間の土地の間に町道を伸ばすにしても、土地の形状等から多大な費用が生じることから、隣接地所有者3名の土地購入の意思を確認いたしまして、境界確定・分筆等の測量を実施いたしております。

土地売却につきましては、平成27年度に土地の鑑定評価を実施し、売却をいたしております。売却面積は、西側が309㎡、間が385㎡、東側276㎡で、土地の形状によりまして、売却単価は㎡あたり西側1万5,100円、間が1万8,900円、東側1万8,000円でございます。

なお、当該土地の売却に取り掛かりました当時におきましては、当該地域を市街化調整区域から市街化区域に編入する区域区分の変更する具体的な計画はございませんでしたことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問があったらどうぞ。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 今、総務課長の方から答弁がございました。

当然、私が町長しているときもですね、担当課長の方からも話が上がってきました。その時は、担当課長の方ですね、これはお断りしてますというふうなことで、それでよろしいですかということで、その理由もですね、はっきりと述べてのことでした。

どういうことかと言いますと、いわゆるこの3筆、今質問したように資材置き場だとかですね、そういうものに利用されているわけですが、いわゆる201号線の出入り口を町有地が帯状できれいにふさいでいます。その当時はですよ。

普通だったら、そこを使用させなかったら出入りができない、利用できないんですけれども、町はバイパスができた当時からですね、いわゆるその出入り口としてですよ、無償で利用をしてもらっています。

ですから、利用するには何の支障もないということで、それと、大事なことは、いわゆる、将来ですね、町がああ地域、いわゆるその3筆も含めてですね、買い上げることがあるんじゃないかなということも考えました。

というのは、いわゆる例えばですよ、テニスコートをいわゆる北勢門の方で何面か作りたい。そういう時にはですね、いわゆる出入り口を町有地で持っているわけですから、その3筆の所有者にですね、売却、いわゆる購入の話がしやすいんじゃないかなと、そういうことも、将来も見据えてやはり考えなきゃいけなかった。

それともう一つ心配したのは、産業廃棄物の、いわゆる業者のですね、今町有地があったからこそ、全くそこには手をつけないけれども、これは将来ですね、例えばそういうふうな、いわゆる方に売却された時に防ぎようがない。そういうことも含めてですよ。いわゆる、今までずっと売却をしていなかったっていうのが実情な

んです。

ですからそれは、三浦町長になって考え方が変わるの、それは構いはないと思うんですけども、いわゆるなぜ27年なんだと、今、総務課長、いわゆる都市計画区域に編入する計画は全くなかったということですけども、それは違うと。その構想なんかはですね、もっと以前からあったはずなんです。

ですから、いわゆる都市計画区域にですね、編入する2年前にあえて売らなければいけなかったのか、どうしても売るということになればですよ、都市計画区域に入った後に売ればですね、それだけ町に高く、ひょっとしたらですよ、評価額を見なければいけないんでしょうけども、もっともっと高い値段で売れたんじゃないかなと思います。

それから、評価額でですね、土地の鑑定で売られたということですけども、土地の鑑定というのはあくまでも、いわゆる一つの目安です。

ですから、あそこを例えば売る場合、いわゆる出入り口を町有地がふさいでいるわけですよ。

ですから、その南側の民有地の方はですね、いわゆる、評価額がこうだからこれで売買しますよじゃなくて、それはもっと私は価値のあるものだったと思います。

そこら辺、本当に都市計画の考えが全くなかったのか。私はあったような気がしますけど、もう一遍答弁願います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私から少し答弁をいたしますが、1番最初にお話があった、売るべきじゃないという判断、これは前町長の時のそういう判断であったでございましょうか、それについては、私が何も言葉を挿むものでございませんが、当時私どもは、土地の有効利用を含めて、町有地の未利用地の売却を各方面で進めておった、これは24年ぐらいからずっと進めて財源に充てていた時代がございまして。

そうしたことから、いろいろな土地を売却してまいりました。

下町、乙犬、そしてこの津波黒地区の売却でございまして。

それについては、当然のことながら売却の代金に民間の私ども不動産業者ではございませんから、客観的な判断として不動産鑑定評価の価格を基に売却をする、その公募をしていくというようなことを進めていったわけですが、乙犬の土地あるいはこの土地につきましては、条例にも謳っておりますように、隣地の方がどうしても必要としてそれが妥当性・正当性があるようであれば隣地の方に売却するというようなことを進めて未利用地の有効利用、売却を進めていったところで

ございます。

そういう経緯があって私の政策といたしましては、未利用地の積極的な売却による財源確保をするということに基づいての判断でございました。

併せて、当初からこの土地について、都市計画区域の変更等について、もうわかっていた中で、いわばお話の趣旨は実質的に安く売却したんじゃないかというような趣旨のお話であろうかと思いますが、少し時間的なずれのことが、時間的なずれといえましょうかタイムラグのことについて、後から結果としてごらんなられると全てがわかった中でのことじゃないかっていうふうに、お話のように聞こえるんですけども、これについては個々の事情がいろいろありまして、この土地につきましては、平成25年ぐらいから私に対して隣地の所有者から是非とも売っていただきたいというお話が常々あって、それについて、未利用地の有効利用ということで、売却の条例も作った上で、しっかりとした客観的な判断ができる中で、固めた上で、そういう要望に応じて行きましようという、長い期間の流れがございました。

そうした中で、平成26年度から具体的に進め、それぞれ三つの所有者の方々に内々でお話をし、そしてまた、それについての分筆登記、評価額の鑑定評価等々もやった上で、その分筆登記等の費用も含めたところで不動産鑑定価格に加えて売却いたしますよ、それでいいですかということで進めていったところでございます。

ちょうど折しもそういう時期の中で、九州大学が独立行政法人なって大学法人になったことから、是非とも、九大用地のところを売却したいというお話がありまして、平成27年第2回の臨時議会におきまして、そこの地域は産業用地として開発していきたいということで、1億4,300万円の売却の議決をいただいたものでございます。

その後、この産業用地として開発していくにあたっては、当然のことながら地区計画を張って開発計画を進めていくわけで、その中で、都市計画区域の編入をしていくにあたって、この国道の南側についても同様に都市計画区域に変えていかなければいけないという状況が出てきたわけでございまして、ご質問の該当地を売却されるときには、私どもはこの全体計画の中の色付けを、もう内々でしたというようなことは決してございませんでしたので、その辺の時系列のことをもう少しお含みおきをいただいてご理解を賜ればと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 今ここですすね、この議論をしても仕方ないんですけども、この201バイパスの南側の、この今回都市計画区域に編入したところはすすね、

もうずっと以前からこれ編入すべきだというふうな話というのはちょっとございました。

ですから、当然、町長の耳にもそれは入っていたと思うんですけども、そういうことがあるから、今度、産業団地の編入のときにですね、あわせて編入されたというふうに思っておりますんで、それは全くなかったと言われるならそれはそれでも仕方ありません。

ただ、議会議員として、今まで5,000㎡未満はですね、いわゆる、執行部が責任もってやってくれるということで、正直言って決算のときにですね、ここについてはですよ、いわゆるチェックしてなかった、それは議員としても反省しなきゃいけないと思うんですけども、今後はそういうところも含めてですね、いわゆる決算のときにも詳細なことをですね、説明を求めることになろうかと思っております。

以上で第1問目の質問は終わります。

○議長（阿部 寛治） では、2問目どうぞ。

○議員（横山 久義） 次の篠栗北地区産業団地開発事業に関する質問に移ります。

開発エリアはボタ山跡地が多く占めておりますが、木々が植わっていた時は感じなかったものの、伐採後旧ボタ山がこれほど急峻だったとは正直思いませんでした。

町民の方も恐らく同じように感じられたものだと思います。

私に対する問い合わせが格段に増えてまいりました。

しかし、今までに執行部から受けた説明だけでは到底十分な説明ができないと判断し、議員任期中に本地区の詳細を把握するため、今後3回の一般質問の機会も有効に使い町民の皆様からのあらゆる問いに対応できるようにしたいと考えております。

質問は、時系列的に行いたいと思いますので、今回は、本地区の構想から計画初期段階の事を主に質問したいと思います。

最初は、ボタ山のボタが産業廃棄物であることを知った時期についてお尋ねをいたします。

なぜこのような質問を行うかと申しますと、ボタは産業廃棄物で、地区外に搬出するには多額の費用がかかるかと。

更には、受け入れ先がない場合は、搬出そのものが困難であること。

また、ボタの種類によっては、建物を建設する際、ボタが基礎部分を腐食させることからかなりの深さまで健全な土に入れかえなければならぬことから、ボタ山の開発は課題が多いと言われております。

しかし、町は九大演習林跡地を購入する際、既に産業団地の構想があったと説明を受けていますが、計画当初、執行部にはボタが産業廃棄物であるとの認識はなかったように思われます。

ボタ山開発の基本的認識はなく、この大型開発計画に着手となると、ややお粗末と言われても仕方ないかなと思います。

いつの時点でボタが産業廃棄物だったことを認識されたのかお尋ねをいたします。次は、産業団地計画支援業務委託業者の選定及び委託内容について、数点をお尋ねします。

一つ目、平成27年度に支援業務委託業者を選定するにあたり、6社指名によるプロポーザル方式で業者を選定されたようですが、プロポーザル方式を採用する場合は、資格基準を設け、一般公募を行うのが普通だと私は認識しております。

ですから、このプロポーザル方式で業者を指名するなど聞いたことがなく、驚いております。

いずれにしろ、この入札は業者を指名しての競争入札であります。

入札は指名競争入札だとの認識に立ち質問を続けますが、指名6社中5社が辞退されたとの報告を最近担当課から聞き驚いております。

自治体によっては、1社による指名競争入札は無効だとしております。

我が町では有効と判断されているようですが、その根拠をお示し願いたいと思います。

二つ目、プロポーザル方式と言いながら、6社を指名し、その中の5社が辞退、その結果、町長と縁が深いFFG（福岡フィナンシャルグループ）1社のみが残り、このFFGが落札したということですが、例えこの入札が有効だったとしても、6社中5社が辞退すること自体、異常だと思い業務内容に問題があったのではないかと慎重に見直し、場合によっては業者選択をやり直すべきだったと思いますが、町長の見解を求めます。

三つ目、前の質問と関連がありますが、委託業務内容を見ますと、最初から開発ありきの内容になっております。

これでは、この地区で産業団地を開発することは困難と判断した業者は入札を辞退するしか方法はなかったのではないのでしょうか。

町長は6社中5社が辞退をしたことをどのように思われたのかお聞かせください。

四つ目、町の将来を考え、町は十分に採算がとれると判断し、この開発を町が事業主となって推進することを決定されたと思いますが、何しろ町には大型開発はも

とより、開発そのものの経験がないことから、まずは、採算性を重視し専門であるコンサルにその点は聞く必要があったと思います。

町長の見解を求めます。

また、支援業者のFFGは金融に詳しく融資に対してもシビアな考えを持つ業者でもあります。

従って、採算性について厳しいアドバイスがあったのではないのでしょうか。

実際はどうだったのか報告をお願いします。

最後になりますが、支援業者との契約が28年度以降も続いているようです。

その理由をお聞かせください。

また、28年度以降の委託料についても報告をお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からの2番目のご質問「篠栗北地区産業団地開発事業の疑問点」についてお答えいたします。

まず、今定例会の開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、私といたしましても本件をはじめ諸々の案件について、この2年間あまり、少し議会への説明が足りなかったかなと大いに反省しているところでございます。

議会におかれましては、平成30年第1回定例会において「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会」設置に関する決議が全員一致で採択されまして、その後様々な点について、詳細にご検証をいただいていることに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

では、ご質問に関する各項目の答弁につきましては、まず、まちづくり課長からいただきますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、お答えいたします。

まず、一つ目の「ボタ山のボタが産業廃棄物だったことを知った時期について」でございます。

本開発事業の計面前から当該産業団地開発区域の区域内の一部にボタ山があることや産業廃棄物に属する鉱滓となることも認知しておりました。

また、平成27年度に実施いたしました篠栗北地区産業団地開発計画測量業務において、ボーリング調査等のデータからもボタ量を推計していたところでございま

す。

このようなことからボタを場外に持ち出すことで産業廃棄物扱いになることから場内でのボタの活用を目指しているところでございます。

そこで粕屋保健所にボタの取り扱いに関し確認を行ったところ、炭分が30%以下であれば鉱業保安法において廃棄物でなかったもの、もしくは、産業廃棄物処理法における自然物という取り扱いが妥当であるとの見解を得ており、再度、町でも実施すべきではありますが、本体工事を実施しております若築建設によりますと20%台であったとの報告を受けているところでございます。

次に、「同地区計画支援業務委託業者の選定」についてのご質問でございます。

平成27年度の同地区計画支援業務委託業者の選定につきましては、随意契約にあたる指名型プロポーザル方式を採用いたしております。

6社中5社が辞退し、1社によるプレゼンテーションを受け、提案内容の精査を行い契約に至っております。

指名競争入札におきましては、このような辞退があった場合は、再入札を行うところでございますが、随意契約におきましては、明確なガイドラインの策定をしていなかったことから、1社随契も行ってまいりました。

現在はプロポーザル方式を実施するにあたり、平成29年度からは、ガイドラインを作成し、複数の参加者が見込めない場合は、公募型プロポーザル方式を採用いたしておるところでございます。

今回の仕様は、九大演習林の一部を取得し、開発することを前提に行っておりますが、どのような開発が町にとって好ましいものか様々な提案を受ける下準備を委託したものでございます。

また、辞退した業者の辞退理由に関しましては、辞退届の内容から判断することはできませんが、プロポーザル方式は、業者の提案内容を重視することから、仕様の内容に不備があったものとの認識は持っておりません。

次に、「採算性を重視しコンサルタントの意見をまずは聞くべきだったのでは」とのご質問でございます。

支援業者であるFFGビジネスコンサルティングには、安定した業種や雇用に関するアドバイスは受けておりますが、採算性に関する相談は行っておりません。

しかしながら、関係機関との開発協議会や各種許可申請手続きにおいて、工法の変更が指示されるなど、当初の計画から工事費増となっているのは確かでございます。コンサルに相談したとしても判断が難しいものであったと感じているところで

ございます。

「採算性の件」につきましては、今後、進出企業からの税収や町のランドマークとなるべく賑わいの創出、また産業団地内道路を篠栗北交差点の渋滞緩和の迂回路としての活用など、今後様々な効果を総合的に捉えていただきたいと存じます。

支援業者であるF F Gビジネスコンサルティングは、月2回実施しております篠栗北地区産業団地開発協議会の運営並びに他団体の情報収集、法令関係のチェックなど多岐にわたる業務に携わっていることから継続的な観点から複数年の契約を実施しているものでございます。

平成28年度以降の契約額についてでございますが、平成28年度は399万6,000円、平成29年度388万8,000円、平成30年度280万8,000円となっております。

以上でご回答とさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終了しました。

はい、横山議員どうぞ、再質問。

○議員（横山 久義） まず最初、ボタがですね、いわゆる産業廃棄物であるかというのを最初ご存じだったのかというふうに私はお聞きしたんですけども、今の課長の答弁では、いわゆるボーリング調査をやりましたよと、そういうことで、いわゆるその数値を見て、細かな数字はわかりませんが、これは、いわゆるそう問題ない、ボタの中もいろいろありますからね。

ということ、いわゆる保健所でも確認しましたよと、そういうふうな答弁はあるんですけども、そうなる前ですよ、私が言っているのは。

いわゆる、これだけの大型な開発をやろうとするときにはですね、やはり町長もそうですけども、担当課もですね、ここはボタ山があることは最初からわかってることなんです。

あそこまでのボタとは正直言って植栽を除けないとわかりませんでしたけども、そういうことで、特にボタがですね、大きな、いわゆるネックになるということは想像をしやすかったんじゃないかなと思う。

ですから、そのボタがですね、どういう取り扱いをされているのかというのを最初ご存じだったのかということ私は聞いてるんですけども。

今更聞いても仕方ないことですが、ただこれはですね、当時の課長は「ボタは産業廃棄物だよ」と私が言ったときに、「ええっ、そうですか」と驚きの声が上がりました。町長も委員会か何かの答弁の中でですね、いわゆる、搬出土はですよ、

ボタとは言ってなかったんですけども、近くに例えば住宅の開発があるようだから、そこらのにも持っていきますよというような言い方もされた。

その時聞いたときに、ボタの取り扱いというのがどこまでわかってあるのかなというふうに心配したからですね、聞いただけです。

だからこれはもう答弁要りません。

ただ、今課長が答弁された中でですね、数値のことがあります。ボタのですね、いろいろある。結局、その中で数値を言われたけども、それでこのボタがですよ、ならば外に自由に持ち出せるボタなのかどうか、一つはね。

それと、例えば整地しますよね。いわゆる進出企業が建物を建てる。その時は当然基礎はいるわけですよ。

だから、ボタが露出するところが出てくると思うんですね。その時にそのまま使っていいですよと。

要するに、置換工事というんですか、何メーターか掘り下げて、その健全な土を入れかえなければいけない、それは大変なことになるんですけどね。

それが、だからしなくていいのか、その2点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 町長から、はいどうぞ。

○町長（三浦 正） 冒頭の部分で答弁要らないという話ではございましたけれども、すみませんが。

ボタ山という認識は最初からしておりまして、私が住宅開発にも持っていきますよって申し上げたのは当然のことながら真砂の部分の土地の話をしていたわけでございまして、この開発の計画がスタートする段階で、どれぐらいのボタ山で、どれぐらい深さがあるって、そしてこれについては、中に盛り返して、その上に表土を載せてという工事をしていく中での構想でございましたことを改めてご報告をいたします。

当然搬出土については、全て真砂を持っていくということでございますのでご認識いただければと思います。

そして、そのなおかつそのボタの比率について、先ほどまちづくり課長が申し上げたものでございまして、これは、いわゆるその先端がですね、非常に高度な先端技術でもって、かなり細かい真砂に近いような残土を置いていたということが結果としてわかったわけでございまして、その比率的には、産業廃棄物の基準を下回る20%台のものと判断できますよということを土木会社のほうから受けているわ

けでございます。

だからといって、これを全て「じゃ外に持っていきましょう」とか「表土にしましょう」とかいうようなことを私ども検討しているわけではございませんで、土木事業につきましては、当初の計画どおりやっていくということを進めているわけでございます。

私の答弁でもし不十分なところがあったら課長なんか言いますか。

ちょっと不十分なところがあるかもわかりませんので、課長が申し上げます。

議長すみません、いいですか。

○議長（阿部 寛治） 許可します。

はいどうぞ。

○まちづくり課長（三明 祐治） はい、お答えいたします。

最初の炭分調査につきましては、今、町長のほうから回答があったとおりで、今のところ業者からの調査報告に関しましては20%台であったと。

今、先ほど申し上げたとおり30%以上であれば廃棄物処理法における鉞滓の扱いになるということでございますが、改めて、町も確認してですね、必要になれば、その調査も含んで今後重要な課題になるかと思っておりますので、調査を実施したいというふうに考えております。

それから、基本、今言うボタを、場内処理をすることとしておりますので、今業者の協力を得てですね、盛土試験に入っているところでございます。

どれくらいの締め固めに期間がかかるのか等々ですね、それから先々、工場が建つ立地に関してのですね、どういった支持地盤となるのかというようなこともございますから、その調査を今行っておりまして、大体来年の2月ぐらいにはですね、その報告書が業者の方からされるということでの段取りになっておりますので、またその時期が来ればしかるべき機会を得て報告を差し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員、再質問どうぞ。

○議員（横山 久義） 最初に課長の答弁の中でですね、気になる答弁がございました。というのは、開発というものはですね、これは最初に執行部のほうからこの計画の提案があったときにですね、町が事業主体でやるというようなことで、ほかの議員からもですね、その慣れない町がやらなくて民間に全部そのまま任せたらどうですかという意見もあったと思うんです。

その時に、いや絶対に町が、いわゆる採算が取れますよということですね、こ

の事業というのは、少なくとも私は了解をしているわけです。確かに、いろんな不安はあったけども、そこら辺はきちっとクリアしていくんだらうと。

しかし、先ほどの答弁では、いわゆる税収がですね、あとはカバーするみたいなね、そういうことじゃなかったと思うんですよ。

それは税収が上がるのは当たり前のことなんですよ。

今、例えば、2社目が進出してきそうなことですね、いろいろとそれ良かったというふうなことも言われる町民の方もおられます。

しかし私に言わせると、当たり前のことなんですよ。最初から6社が入ってくることを前提にですね、計画地は成り立っているわけですね。そして、事業費というのはあくまでも、そのあとの税収というものは、税収で当然町のもうけなるわけですから、利益になるわけですから、それを当てにしてはやってないわけですね。

それをやるんやったら、最初に議会にですね、このままだったらとてもじゃないけど最初の5年間はどうしても、いわゆる何億なら何億の赤字が出そうだと、しかしそれでもやる価値がありますだとかね。そういう話で議会に下ろさないと。

議会に最初に下ろしたとき、私は何度も聞いてるんですよ。

「採算取れますか、大丈夫ですか、収支大丈夫ですか」その都度返ってきた答えは「大丈夫です」という答えなんですね。それが去年の暮れぐらいまではそうやった。今年になってぴたっと止まりましたね。

だから、大丈夫じゃないということだと思うんですけど、私は今からでも大丈夫な方法はあると思うんですよ。

これはまた2回目、3回目のいわゆる12月・3月にするときにお話ししますけどね、いわゆるパートナー企業というのは一体何なのかという話に、これはちょっと飛びますから今日の質問に。だから、そういう時にですよ。例えば、今だったらよ、町だけは損害は受けるんですね。工事費というのは、膨大な数字になってますから。

でも、例えば、FFGにしてもですよ、パートナー企業にしても何の損害も今の段階ではないんですよ。こんなね、バカみたいな事業はないと思う。

だからこれは、次回その次に質問しますが、そういうこともやっぱりシビアに考えてですよ、パートナー企業だとか、FFGだとかですね、FFGがどうも話聞いていたら1番取り仕切っているみたいな気もしますから、言葉悪いけども。

そういうところもやはり、FFGといたらお金は幾らでもあるんですからね。

そういうところからも引き出すぐらいのですよ、ものがないと赤字が出たらそれを

例えば三者で割りましょうだとかね。

それぐらいの覚悟を持って、やはり町も望まないの良いところだけ持って行かれるような気がしてなりませんので、これは答弁要りません。

そういう方向で今後、私は質問していきたいと思います。

それと町長が、特別委員会をね、3月に設置してもらった。でも、今まで開催されたのは3回しかないんですね。その都度、資料要求してもそれが何か月後かに出てくるだけ。だからもっともっとやはり、資料要求ももっと増えると思うんですね、それはやっぱりその資料がまとまったら、随時、委員長に言って開催をしていただくように、これはもうお願いをして一般質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 何か町長。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） すみません。

答弁要らないということでございますが、2, 3つちょっとご説明を申し上げますと、FFGという本体ではなくて、FFGビジネスコンサルティングという調査会社と契約をしているというところでございますが、それが一つと、それとパートナー企業とは、詳細にいろいろ打ち合わせをしているところでございますが、パートナー企業については、私どもは1銭も持ち出しをしていないと、当然パートナー企業だからそうだとおっしゃればそうなのかもわかりませんが、私どもはパートナー企業に対しては1銭も今支払いをしておりません。要求もされておられません。

ただし、パートナー企業は責任を持っていろんな企業を見つけてきましょうという具体的な約束事をしているわけでございまして、1番肝心の先ほどからお話があった「採算取ると言っていたんじゃないか」と「それが取れてないのをぴたっと言わなくなったのは取れてないからじゃないか」っていうなことでありますが、言われればそういうふうに判断できるかもわかりませんが、この事業自体に対する採算性はちゃんと取れていて、当初から予定しております。いろんな当初から予定していなかった、いわゆる周辺住民の皆様方を納得させるための附帯的な工事にかなり予算を投じているということが、予算が膨らんだような話になっているということで、これについては、また特別委員会あるいは、次の議会でまたご質問があるということでございますので、その際に私どもの考えをご説明してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） はい、終わります。

時間が1時間25分ほど経過しております。

ここで10分休息に入りたいと思います。

どうぞ。

休憩 午前11時25分

再開 再開11時35分

○議長（阿部 寛治） 全員お揃いですので、一般質問を再開します。

では、質問順位4番 大楠 英志 議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号8番 大楠 英志 でございます。

「ふるさと納税の現状と特産物（返礼品）等の進捗状況」をお尋ねいたします。

地方の多くの方は、生まれ育ったふるさとを離れて、就職等を機に生活の場を都会に移し、そこで納税をしておられます。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。

そこで、ふるさと納税とは、自分が育ったふるさとや応援したい自治体に納税できる制度でございます。納税と言いますが、実際には寄附となります。都市一極集中だけでなく、地方の自治体に寄附をすることにより、地域の活性化を応援する。そこに、ふるさと納税制度が誕生した一つの理由でもあります。

特に返礼品等において、競争が激化し、本来の趣旨から逸脱しているとの批判もあります。しかしながら、手をこまねいては、我が自治体の貴重な寄附財源を他の自治体に持って行かれるわけでございます。せめて篠栗町においては、寄附分が税控除額よりプラスになるよう努力するべきであります。

今、多くの地方自治体においては、増加する扶助費や地方交付税の減額等で財政が大変厳しい状況であると思われれます。財源不足で新規事業に取り組めない地方自治体や、過疎や少子高齢化で農地や山林の荒廃化が進んでいるとそういうことも聞いております。

しかしながら、ふるさと納税における返礼品で、地方・地域の商店や農産物の生産で地域が活性化している事例もたくさん聞いております。更に、自治体においても、新しい施策や事業ができています。このことから、ふるさと納税制度の推進を求めるものでございます。

そこで、篠栗町のふるさと納税の現状を尋ねます。

ふるさとの納税の件数と納税額、それから税控除額を尋ねます。

糟屋地区1市7町の報告も求めたいと思います。

篠栗町における返礼品はどのような品物を持っておるか。また、篠栗町の特産物開発として、コンニャク栽培に長年取り組んでこられました。現状と今後の見通しをお尋ねします。

ある自治体におかれましては、荒廃農地対策として薬草部会を立ち上げられ商品化も近いと聞いております。近年、国内の漢方製剤・生薬の生産金額は拡大する中、生薬の原料は約8割が中国からの輸入に依存しているとのこととあります。他方、生薬の原料は中国国内の需要の増加等により、安定的な原料調達が不安材料と聞いております。山間地区の圃場の荒廃化防止・活性化対策として大変有効と考えておりますが、検討されてはどうか提案をいたします。

次に、協働のまちづくりをめざして、「協働のまちづくり事業」を推進してあります。この事業は年間予算が300万円で、まちづくりに町民の参画を促すものと大きな期待を寄せております。しかし、参加団体数は思ったように伸びず予算を余してしております。私の思うところでは規則等の自由度は少なく、敬遠されているのではと思っております。そこで、少し規則の見直しをして、ふるさと納税における返礼品や特産物の開発等も補助事業として編入されるようにしてはいかがかと考えておりますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、質問が終了しました。

町長どうぞ、答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、大楠英志議員の「ふるさと納税の現状と特産物（返礼品）等の進捗状況を尋ねる」というご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の趣旨については、ご質問の冒頭、議員からお示しのとおりでございますが、最近はネットショッピングの一つの形態という形にまで進化しているとか、ちょっと違った方向にいつてるなということを感じているところでございます。

後ほど、総務大臣の意見についてもご報告いたしますが、大楠議員のご質問の1番目平成27年から29年までの、ふるさと納税と寄附金税控除額についてのご質問にお答えいたします。

まず、本町への寄附金の受け入れ額ですが、平成27年が80万6,000円、28年が100万3,000円、29年が189万1,000円となっております。

それに対しまして、本町より他の自治体へ寄附された方の人数と控除額、つまり本町の町民の方々が他の自治体が示している品物を買うということの行為を行ったということも言えると思っておりますが、これについては平成27年が196名601万

2,000円、28年が334名1,026万8,000円、29年が481名1,521万7,000円と年々増えておりまして、今後も増加するものと思われるわけでございます。

受け入れ額と控除額の差額の減収分については75%の交付税措置がありますので、計算上の各々の年の減収額、税の減収額といたしましては、27年が103万2,000円、28年が231万6,000円、29年が333万2,000円となっているわけでございます。

29年分の本町の糟屋地区内での状況は、寄附の受け入れ額は8市町中8番目、1番額が多い自治体とは1億6,600万円ほどの差がある、そういう事実となっております。

また、他自治体への寄附の額は8市町中6番目となっており、毎年おおむね同じような状況で移っているところでございます。

冒頭申し上げましたが、実は先週の9月7日に総務省が主催いたしました、総務省政務三役と市町村長との意見交換会に出席してまいりました。

野田総務大臣の「人口減少社会における自治体経営・地域活性化のあり方とICT最新技術の利活用について」という講演の中で、ふるさと納税についてのお話もございました。

その中で、制度の健全な運営のため、本年4月に通知を発出し、特に返礼割合3割超えの返礼品や地場産品以外の返礼品について送付しないよう要請。

多くの団体が通知の内容を真摯に受けとめた。

一方で、一部の団体が通知に沿った対応を行っておらず、制度自体の存続が危惧されている状況という話をされました。

そして、「今後については、通達の内容に違反する場合には、税の優遇措置を取りやめる等の厳しい措置を取らざるを得ない。」また、「企業版ふるさと納税の活用についても市町村長がしっかり理解してリーダーシップを持って利活用していただきたい。」とのお話もございました。

総務大臣のお話は報道でも皆さん方もお聞きになられたのではなかろうかと思えます。

この時の講演会の資料については、今後の自治体経営に大変参考になるものがございますので、後刻議員の皆様方に配付していただきたいと事務局に今届けているところでございます。

ご参考にしていただければと思っております。

それでは、2番目以降3つの質問につきましては、まちづくり課長、産業観光課長から答弁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、その次の「篠栗町の返礼品について」の質問についてお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年から始まり、篠栗町では平成28年度から寄附者への感謝の品として返礼品の贈呈を始めました。当初の返礼品は、米、それから焼酎の篠栗伝説、コンニャクなど4品でございました。その後、町内の事業者の協力を得まして、現在24品になりました。返礼品は、篠栗町で生産・製造されている品物等で「日本蜜蜂のはちみつ」や「コンニャクの詰め合わせ」が人気の品となっておりますのでございます。

篠栗町の返礼品は、平成29年度4月1日付け総務大臣からの要請通知に基づき、町内で販売されている品物で、寄附金額の3割以下のもので設定をしております。

寄附金額の多い自治体は、大量生産が可能な企業の商品を返礼品としており、寄附金額の増加となっておりますが、篠栗町では、そういった大量生産の可能な商品が数少ない状況でございます。

今後は、篠栗北地区産業団地進出の企業と協議し、返礼品数を増やして行きたいと思っております。

その次につきましては、産業観光課長にバトンタッチをしたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） それでは、私からは2項目について答弁いたします。

まず、「特産物の開発として、コンニャク栽培に取り組んでこられたが、現状と今後の見通し」についてお答えいたします。

コンニャク芋栽培につきましては、中山間地域における荒廃農地防止対策として、平成24年度から北筑前普及指導センターと粕屋農協に協力を依頼し、試験栽培を始めました。

町の支援としましては、種芋、病気防除のための農薬、作付資材を予算化し、協力農家へ無料で配布いたしております。

現状につきましては、病気の発生や、シカ・イノシシによる被害等、当初の想定よりも栽培に手がかかることが判明し、年々協力農家が減少してきております。

栽培する過程での原因としましては、水はけのよい圃場では成功した例が多く、水はけが悪い圃場では病気が蔓延し、また根腐れを起こしてしまうことが多くみら

れました。

今後の見通しにつきましては、試験栽培を始めて今年で7年目となりますが、10年計画で実施しているところですので、平成33年度までは栽培効率を上げるため、現在購入している種芋の品種をより病気に強く、でんぷん質が多い品種へと変更を検討しているところでございます。

しかしながら、栽培の難しさや協力農家の減少などにより特産化も困難であるため、今後は他の作物への転換も検討する必要があるのではないかと協議を進めているところでございます。

次に「薬用作物を山間地区の圃場の荒廃化防止・活性化対策として有効と考えるが検討されてはどうか」というご質問に対してお答えします。

現在、篠栗町では山間地区の荒廃農地対策としましては、先程ご説明いたしましたコンニャク芋栽培を推進しております。

生薬の原料として栽培されている薬用作物は、漢方医療を支えるとともに、全国各地で生産されています。

国産薬用作物は、他の農産物のように一般的な取引市場が存在しないことから、漢方薬メーカー等との契約栽培により生産されるのが大半となっており、その薬用作物の買取価格は、主要の輸入国でございます中国産に比べ2倍から3倍となっております。

ただ、薬用作物が生薬として使用されるためには、医薬品の性状及び品質の適正を図るため、医薬品医療機器等法第41条に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣が定め公示する医薬品の規格基準書であります「日本薬局法」に定められた品質規格をクリアすることが条件となっております。

今後、薬用作物栽培を進めるには、生産者側では栽培品種、入手方法、栽培方法、受入側である企業等の選定、販売価格など調査研究していく必要があります、また、生産協力者数の把握もしなければなりませんので、粕屋農協や北筑前普及指導センターのご指導、ご協力が必至となってきます。

新しい特産品の開発に向けての取り組みにつきましては、現在、いろんなご意見をいただきたいところでございますので、薬用作物栽培につきましても、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、最後の「協働のまちづくり事業等も含

めて、ふるさと納税や返礼品等の開発に取り組んではいかがか」というご質問に私のほうからお答えをいたします。

協働のまちづくり事業は、住民、事業者、行政が協力し、それぞれの得意分野でそれぞれの能力を生かした知恵を出し合い、地域の課題を解決しながら、ともに「まちづくり」に取り組んで行くこととしております。

少し話はそれますが、ある村では、返礼品に「一日村長券」を加えたところ、案外人気となっているそうでございます。

我が町においても物品の返礼にとらわれることなく、知恵を絞った返礼システムを作り上げることも必要かもしれません。

また、この度、篠栗北地区産業団地に食品系企業2社との立地協定の締結が整いましたので、商品開発の知恵を持った進出企業と地域の皆さんとの意見交換の場を設け、それぞれが知恵を出し合い新たな商品、返礼品の開発に取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問があれば、はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 最初に町長から答弁がございました。

寄附金額と納税控除額。これには約1,200万から300万ぐらいの開きがあるわけでございます。その中で、国は交付税措置で75%を補填するとしておりますが、果たして今国がですね、公費の中からこれだけ大きな災害等があって、そういう国に能力がないと言ったらと思いますが、あまり国を信用できないなということをおは考えておりますし、年々ですね、交付税措置が億単位で減額されております。

本当にこれから地方の自治体が生きていくには財源確保、特にですね、私もいろんな情報を見て、一昨年ですかね、平戸に行ってまいりました。平戸はですね、もう倉庫が空になるほどですね、返礼品で追われているというようなことで、非常にうらやましい思いをしたわけでございます。

篠栗におきまして今、山間部で農地が荒れてですね、先日も内住の方に聞くと「今年、米作りやめる」と「もう田んぼは、荒れましようや」というようなことで、圃場に農作物が植えてないとですね、土砂崩れとかですね、そういうことが発生しますので、最終的には、町が町費を使って災害復旧せないかんというような状況になります。

また、そこに農業は成り立たないということになれば、そこから人が出て行くと

いう最悪の状況になりますので、何とかですね、圃場を現状のままで維持できないかと思っておるわけでございます。

それで、いろいろ知恵を絞っていただいでですね、何とかこの特に、町のいろいろな新しい事業、それから、地域の活性化に向けてはいろいろな先ほどから批判等がありますが、一番手っ取り早い財源獲得方法ではないかなと思っております。

それから、コンニャクの栽培でございますが、これは私もずっと取り組んでおりますが、なかなかですね、うまくいきません。

なぜかと申しますと、我々がコンニャクを植えておるところは稲作を作っておる、一応田んぼですね、そこは水もちが良いわけですよ。

稲づくりには、ざる田ではいけませんので、水もちの良い田んぼで植えておりますので、なかなかその排水が悪いということで、1番産地の群馬県では、開拓した開墾した急斜面の山とか原野を切り開いたところですので、大変、適地と言いますか、排水が良いわけですね。

その辺のですね、基本的なことが、ちょっと適地適作ではないんじゃないかなろうかと思っておりますので、勇気を出していただいで、違う作物に転換も勇気あるそういう方向転換も必要ではなかろうかと思っております。

まだ、このふるさと納税の返礼品ですが、米と篠栗伝説（焼酎）で、今は山王ですかね、栽培してあります日本ミツバチの蜂蜜とかコンニャクが人気があるということを知っておりますが、蜂蜜の場合、小さな地域ですので数に限りがあるんじゃないかなろうかと、こういうのをですね、どんどん広げていかれてですね、地域が活性化になるようにぜひ進めていただきたいと思っております。

また、課長から北地区産業団地のですね、これ食品団地ですので、私も期待するところではありますが、まだ営業といいますか、それにはちょっと時間がありますので、その間といいますか、間にもぜひ両方合わせてですね、進めていただきたいとこのように思っております。

それから、最後になりますが、この薬用栽培植物ですね、これは私もですね、今、ニホンヤマトニンジンというのか、1回、議会でも飲んでいただきましたが、薬用ということではなくて、健康茶と言いますか、健康食品として栽培ということも一つのヒントとして考えられるのではなかろうかと思っております。

それと協働のまちづくり事業ですね、これはですね、300万円の予算で町のいろいろな経営とか、政治に参画してもらって、立派なすばらしい事業だなと思っております。

ただ、これの団体名が減少しておるといふことで、この辺のですね、ちょっと視点も変えていただきましてね、町民と一体になってこの町を作り上げる、これはもうすばらしい事業じゃないかなと期待しておりますので、何とかその辺はですね、やっぱりある意味プロじゃなくて、素人の考えの目線というのも大事な意味があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、これがですね、「もう予算はありません」と「補正予算をお願いします」というぐらいになっていただきたいなと思っておりますし、また、これがふるさと納税の盛んなところはですね、ある程度カリスマと言いますか、それに集中して取り組んでいるという職員が、どこの地域にもおられますので、その辺はまた町長にですね、一つ考えていただきまして、観光協会との連携をしながら、ぜひ、進めていただきたいと思っております。

質問は以上ですが、答弁ございましたら、いただきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 各項目、再質問という形でいろいろ御要望を承りいたしました。

これまで私どもも、さまざま取り組みをしてきておりますが、なかなかやっぱり一朝一夕にこれうまくいったっていうものはない。正直なところそういう状況ではございますけれどもですね、10年期間ぐらいで地道に一つ一つ形にしていく努力をして参りたいと考えます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） はい。

質問順位5番、今長谷武和議員。

○議員（今長谷 武和） はい。

議席番号6番の今長谷でございます。

本日は、育児休暇中の保育園退園制度について、教育長へお伺いいたします。

この制度は、保育園へ子どもを預けて働いている親が、下の子どもさんが生まれて育児休暇を取るのであれば、その期間中は上の子は保育園を退園し、親が保育をなさうという制度でございます。

家庭での保育が可能な子に退園していただくことで、現に就労等により保育が必要で、入園を待っているお子様が入園できるようになりますが、育児休暇が明けても、途中入所の可能性は極めて低く、次年度にまた保育園に入所できる保障もなく、これらの負担・重圧は大きなものになっております。

町は、育児休暇中の子どもの保育についてどのように臨んでいかれますか。

「篠栗町総合計画」や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でもうたって

おられます「出産・子育て支援の充実」のあり方を実行するために、改善が必要ではないかと私は思います。

2人目3人目と、子どもを安心して出産できるように、きちんと行政が応援していくことが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

せっかく2人目3人目の子どもを産み育てて、頑張っている子育て家庭を、制度がカバーしていないために保育所を利用できないことが、新たな出産を諦めるという現況としてあらわれかねません。

若い世帯が篠栗町を選び、定住するための子育て支援策の一つとして、下の子どもの育児休暇中に、上の子どもが保育園を退園となる現状を見直すべきではないでしょうか。

そのことを踏まえて、次の質問をいたします。

1、育児休暇取得により、保育園を退園になった子どもさんは、昨年、一昨年は何名いらっしゃいましたか。

2つ目、育休退園後の子どもさんに対し、どのような対応をされていますか。

3つ目、育休中も継続して保育を受けられれば、子どもさんにとって精神的な不安は少なく、母親の職場復帰の不安や、負担も軽減されると考えますが、いかがでしょうか。

篠栗町の制度はどうなっているのかを説明いただき、質問の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい。教育長。

○教育長（西 邦彰） 今長谷議員の「育児休暇中の保育園退園制度の改善について」の御質問にお答えいたします。

篠栗町教育委員会では「篠栗町総合計画」や、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、出産、子育て支援の重点項目として、認可保育所、認定こども園などの保育施設、その他の保育所等の整備を促進するための検討を重ねているところでございます。

それでは、育児休暇中の子どもの保育についてどのように臨んでいくかとの御質問についてお答えいたします。

育児休暇中の保育所等の利用も含め、保育施設の利用調整は、子ども・子育て支援新制度に基づき実施しているところでございます。

しかし、本町の保育施設の入所においては、待機児童が継続的に発生している状況であり、母親の育児休暇中における兄弟児の入所については、可能な限り対応し

ているところでございます。

今後は、まず保育施設等の受入能力の拡充など、子育て支援の基盤となる保育施設の整備を早急に具体化し、出産と子育ての希望をかなえることができる体制の構築を急ぎたいと考えております。

御質問の項目につきましては、入所制度の概要とあわせ、こども育成課長から答弁いたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） こども育成課長でございます。

御質問にお答えする前に、保育施設の利用制度の概要及び保育施設の入所状況につきまして御説明申し上げます。

保育施設の利用は、子ども・子育て支援新制度におきまして、保育が必要であると判断するための基本的な要件が定められております。

具体的には、保護者の就労、妊娠・出産、疾病や障害、求職活動中であること、虐待やDVの恐れがあることなど、保護者に代わって施設で保育を必要としている状況にあることが要件となっております。

なお、育児休暇を取得中であっても、既に保育を利用している子どもがいて、その子どもの継続利用が必要であると認める場合は、保育を必要としている状況にあると判断することとなっております。

町は、保護者からの保育施設の利用申請を受け、これらの入所要件を満たしているか確認し、利用の承諾を行うこととなっており、保護者からの申請の内容等に基づき、世帯のそれぞれの状況について、入所要件に照らし、細かく点数付けを行い、その点数により入所順位を設定し、利用調整を実施いたしております。

本町の保育施設の入所状況につきまして簡単に申し上げます。

平成30年9月初日の入所人数は766人で、町内保育施設の定員合計に対し、5%ほど多く受け入れを行っております。また、同日の待機児童は57名でございます。

それでは、御質問につきまして、付番の順にお答え申し上げます。

まず、①育児休暇取得により、保育園を退園になられた子どもさんの昨年、一昨年の人数についてお答えいたします。

母親の出産を理由として、保育園を退園した児童のうち、その母親が、育児休暇を取得したか否かの追跡調査は行っておりませんので、母親の出産を理由とする退

園児童数についてお答えいたします。

昨年の平成29年度は28人、一昨年の平成28年度は26人でございます。

次に、②育休退園後の子どもさんに対してどのような対応をされていますか、との御質問にお答えいたします。

育児休暇を取得され、一旦退所となった子どもさんがいる世帯につきましては、保護者の職場復帰に伴い、再入所の申請が提出された場合には、算定した基準点数に調整点数を加算し、入所順位において一定の配慮を行っているところでございます。

次に、③育児休暇中も継続して、保育を受けられれば、子どもさんにとっても精神的な不安も少なく、母親の職場復帰の不安や、負担も軽減されと考えますがいかがでしょうかとの御質問にお答えいたします。

母親が育児休暇中であっても、児童が小学校への入学を控えていることなど、環境の変化に留意する必要性への配慮としまして、母親の育児休暇中に、4歳児クラス、5歳児クラスに属する児童がいる場合は、継続入所を認めることとしているところでございます。

また、母親に育児不安があるなど、特に配慮の必要性がある場合には、継続して、個別に対応を検討することといたしております。

育児休暇中の保護者の子どもの保育につきましては、今お答えいたしましたとおり、一定の配慮を加えながら実施しているところではございますが、先ほど西教育長が答弁されたとおり、保育施設の入所において待機児童が発生し、保育施設の不足は明らかとなっておりますので、保育施設の整備につきまして、現在さまざまな角度から検討を進めているところでございます。

今後、施設の整備拡充を図り、子育て支援につながるきめ細かな対応も向上させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問があったらどうぞ。

はいどうぞ。

○委員長（今長谷 武和） 先ほどですね、一昨年、昨年で28名と26名が退園されたということございますが、この子どもさんたちが、育児休暇が終わって、すぐに入園された人数というのはわかるでしょうか。

何名いらっしゃったかわかりますか。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） 入所要件につきましては、先ほど御説明しましたとおり、利用調整は点数を持って、総合点数で評価しております。

そういった関係がございまして、今、御質問の個別のケースについての数字はですね、詳細を調査しないと、ちょっと答えが出てこないものですから、今数字を持っておりません。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。

何かありましたらどうぞ。

○委員長（今長谷 武和） 多分ですね、私、周りの方なんかにもお聞きして思うんですけども、なかなかすぐ再入園ができずに休暇を延ばしたり、最悪の場合はですね、退職もしかねないというふうな話を聞いております。

特にそういうことで、保護者の方の不安は、やっと保育園に入られたのに、次年度に入園できても1年間のブランク等が生じてしまいます。そのことによって、友達と再び触れ合えるのか、また、一度退園したら、育児休暇を超え、復職するときに入所先を探すのに非常に困難だというお言葉をたくさん聞きます。入所先がなければ、復職できないので、育児休暇の延長、最悪の場合は退職もしておるという話も聞いております。通園する、あるいは在園するという選択ができるように、そして、退園した場合には、育児休暇が終わった時の再入園については、保護者の希望に沿う形でできるようにすべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） 先ほど御質問にお答えしましたとおり、現状では、保育施設の不足が生じております。

まずこの施設の拡大をですね、最優先にはかることによって、さまざまな、今、議員が御質問の件も含めまして、さまざま多岐にわたる要望にできるだけ広範囲にこたえていきたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） さらにありますか。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） とにかく、最低でも退園ではなくてですね。育児休暇が終わった時点で再入園できるような退園制度に早急に改善していただけるよう強く要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会とします。

散会 午後 0時14分